

内閣府令で定める安全運転管理業務

(令和5年12月1日以降)

安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、道路交通法第74条の3第2項に基づき、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならないこととされている。

内閣府令で定める安全運転管理業務

(道路交通法施行規則第9条の10要約)

運転者の状況把握

自動車の運転に関する運転者の適性、技能・知識、法令遵守の状況を把握するための措置を講ずること。

運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止その他、安全な運転の確保に留意し、自動車の運行計画を作成すること。

交替要員の配置

長距離運転・夜間運転の場合で、疲労等により安全な運転を継続できないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置すること。

異常気象時の安全確保

異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

点呼等による指示

運転者に対して点呼を行うこと等により、運行前点検の実施や過労・病気その他正常な運転ができないおそれがないかの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

運転前後の酒気帯びの有無の確認

運転前後の運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

酒気帯びの有無の確認内容の記録と検知器の有効保持

運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。
また、アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転日誌の記録

運転者名、運転開始・終了日時、運転距離その他運転状況を把握するため必要事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

運転者への指導

運転者に対し、運転技能、知識その他安全な運転を確保するために必要な事項について指導を行うこと。

※ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和4年4月1日から、安全運転管理者の業務が拡充されました。

また、令和5年12月1日からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されました。